

# 桑折町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

～ 子どもたちと向き合う時間を  
十分に確保するために ～

令和8年3月策定



桑折町教育委員会

## — 目 次 —

第1	本計画の目的	．．．．．	P 1
第2	本計画の目標	．．．．．	P 1
第3	本計画実施期間	．．．．．	P 2
第4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	．．．．	P 2
	1. 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し		
	2. 学校における措置の推進		
	3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組		
	4. その他関連する取組		
第5	今後のフォローアップについて	．．．．．	P 1 1
	1. 地域・保護者への理解の醸成		
	2. 働き方と勤務の在り方変革事業による伴走支援		
	3. 勤務実態調査等の実施		
	4. 町部局等との連携		
	<b>【参考】</b> （出典元：文部科学省資料）		
①資料1	：業務量管理・健康確保措置に 関する指針のポイント	．．．．．	P 1 2
②資料2	：学校と教師の業務の3分類	．．．．．	P 1 3

## 第1 本計画の目的

町教育委員会では、国及び県教育委員会の「教職員の働き方改革」の推進に伴い、平成31年2月に「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、学校が極めて多忙化している現状において、教職員がこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することにより、「歴史と文化の町にふさわしい質の高い教育」の実現を図るため、具体的な取り組みを進めてきました。

本計画は、関連法の改正や取り巻く現状を的確に捉え、桑折町教育振興基本計画に定めた教育目標「桑折町の15歳のめざす姿」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進による児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として策定するものです。

## 第2 本計画の目標

本計画では、教育職員の勤務時間における業務量の適切な管理を行い健康と福祉の確保を図ることにより、学校教育水準の維持向上に資するため、桑折町立学校に勤務する教職員が業務を行う時間の上限に関する規則（令和3年教育委員会規則第1号）及び福島県教育委員会が策定した「教職員働き方改革アクションプラン（令和6年度～令和11年度）」の目標に準じて、次の4項目を目標に掲げます。

1. 仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
2. 質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
3. 全教職員の時間外勤務時間を月45時間以内かつ年360時間以内にします。

4. 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。

### 第3 本計画実施期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

※国、県教育委員会の動向や本計画の取組状況を適宜検証して、必要に応じ見直しを行います。

### 第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

町教育委員会では、本計画期間中の実施事項として、以下の内容に取り組みます。

#### 1. 「業務の3分類<sup>⇒P13参照</sup>」を踏まえた業務の見直し

##### (1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

【学校以外が担うべき業務：①関係】

ア. 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。保護者や交通安全関係団体などによる通学路の見守り活動を推進します。

##### (2) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

【学校以外が担うべき業務：③関係】

ア. 学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化への移行に努めます。

##### (3) 相談体制の充実

【学校以外が担うべき業務：⑤関係】

ア. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等における対応や解決が困難な事象が生じた場合は、県教育委員会のスクールロイヤー制度の活用等により、町教育委員会が速やかに相談体制を整えます。

##### (4) スクール・サポート・スタッフの活用

【教師以外が積極的に参画すべき業務：⑥関係】

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務：⑮⑯⑰⑱関係】

ア. 学習プリントの印刷、学年・学級事務（会計補助、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフの効果的な活用事例等を共有することにより、教員がより児童生徒の指導や教材研究・授業準備等に注力できる体制の整備を図ります。

#### (5)教育・校務のDX推進

【教師以外が積極的に参画すべき業務：⑥関係】

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務：⑮⑯⑰⑱関係】

ア. 「ふくしまクラウドサービス（FCS）」のさらなる活用を図るとともに、県内すべての公立学校で同一の校務支援システムにより、教職員の業務負担を軽減し、質の高い教育を実現するため関係教育団体と連携し、次世代の校務支援システムへスムーズな移行を目指しており、町教育委員会においても趣旨に賛同し、参画を進めていきます。

イ. 生成AI等の活用を通して、事務処理をいっそう効率化していきます。また、AI活用が教育の質を向上させ、児童生徒の学習成果を促進するような活動に結びつくよう、適切な活用方法を検討していきます。

ウ. 町教育委員会は、調査・報告、会議・研修等の精選や実施・提出方法のオンライン化等による効率化を進めています。そこで、町教育委員会と学校間の文書のやりとりも、定めのある場合を除き、電子データによるやりとりを基本とし、調査等への回答にあたっては指定する場合を除き、鑑（送付文）を省略し、ペーパーレス化や学校の負担軽減に努めます。

#### (6)専門スタッフ等の配置・連携

【教師以外が積極的に参画すべき業務：⑦⑧関係】

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務：⑰⑱⑲関係】

ア. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びICT支援員を配置して、各学校からの相談体制の整備を図ります。

イ. 教職員の事務処理や施設維持管理の負担軽減・効率化を図るため、必要に応じて各学校に事務補助員及び用務員を引き続き配置します。

ウ. 特別な支援が必要な児童生徒に対し、日常生活や学習活動のサポートを行うため、引き続き支援員の適正な配置に努めるとともに、支援員の資質向上を図る研修を実施します。

#### (7)業務分担の見直し

【教師以外が積極的に参画すべき業務：⑪⑫関係】

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務：⑭関係】

ア. 授業の持ち時間数や授業準備にかかる時間などを精査した上で、授業負担の平準化を図ります。その際、初任者等の経験の浅い教職員に対して配慮します。

イ. 校内清掃や巡回等、授業の持ち時数以外についても、職員間輪番等により業務負担の平準化を図ることで、休憩時間の確保や業務の持ち帰りが無い状態を目指します。

#### (8)持続可能な部活動運営

【教師以外が積極的に参画すべき業務：⑬関係】

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上、連帯感の醸成や体力の向上等に資する教育活動です。しかし、大会やコンクール等で優秀な成績を収めることのみ重視した過度な練習は、本来の部活動の趣旨から大きくかけ離れ、生徒の多様な活動の制限にもつながります。

町教育委員会は、学校、PTA及び関係する諸団体の代表者で構成する部活動地域移行関係者協議会を令和4年度に設置して、「学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくこと」及び「新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする」ため、現状や課題等を踏まえながら、引き続き部活動の地域展開を進めていきます。

地域展開が出来るまでは、次に掲げる取組により、生徒の自主性を育みながら、スポーツ・文化・芸術活動に生涯にわたって関わっていく生徒を育てられるよう、持続可能な部活動に改善を図ります。

ア. 休養日や練習時間の適切な管理

##### (ア)休養日取得の徹底

a. 中学校：平日週1日及び土日いずれかを週1日以上（町内学校での設定日）

※中学校の特設の部活動を含みます（以下同じ）。

※小学校の特設活動も中学校の基準を準用します（以下同じ）。

- b. 平日の休養日1日は児童生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとしますが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができることとします。
- c. 土・日に大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替えます。

※長期休業中も学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始の学校閉庁日も休養日とすることを徹底します。

#### (イ)練習時間上限の徹底

- a. 練習時間は、平日2時間、学校の休業日3時間とします。
- b. 平日の大会あるいは土・日の大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けることを徹底します。また、教職員の健康・安全にも十分考慮し、特に週休日の遠征・合宿・練習試合・合同練習会等については、週休日であることを踏まえて、校長が実施の必要性とともに、期間・場所・内容等を十分精査します。

※小学校の特設活動については、児童発達段階を十分考慮し、各学校もしくは町教育委員会が、中学校の練習時間を参考に適切に設定します。

#### (ウ)大会等への参加の見直し

- a. 県教育委員会が、競技団体及び芸術文化関係団体等に対し、教職員の働き方改革の観点からも大会等の精選、スリム化や開催運営の見直しを図るよう要請していることから、各学校は、部活動本来の目的や（運動部についてはスポーツ医・科学的な観点含む。）児童生徒の健康・安全を第一に考え、大会等への参加の精選や教員間で引率業務等を分担します。

## イ. 適切な学校部活動運営のための体制整備

### (ア)部活動の活動方針・年間活動計画の作成等

- a. 中学校は、「学校部活動の在り方に関する方針」に基づいた部活動の活動方針を作成し、学校のホームページ等で公開します。また、各部活動の年間活動計画及び部活動休養日等を示した毎月の活動計画を作成し、家庭に周知します。

### (イ)部活動の設置数の見直しと複数顧問制の拡大

- a. 中学校は、少子化に伴う生徒数の推移や活動の実態及び地域の実情等を踏まえ、必要に応じて校内規定等を見直し、部活動の設置数を精選します。また、1つの部活動に対する複数の顧問配置により、顧問間で部活動に係る指導を交替で行うことなど、指導に従事する時間を調整することを推進します。

### (ウ)部活動指導員の配置

- a. 町教育委員会は、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受けて、教職員の負担軽減を図るため、人選については競技団体等の協力も得ながら、単独で部活動の実技指導及び大会・コンクール・練習試合等の引率を行うことができる部活動指導員の配置に努めます。

### (エ)中学校における休日の部活動の地域展開

- a. 町教育委員会は、県教育委員会と連携して、子どもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、持続可能で多様な活動環境を整備するため、国の動向を踏まえながら地域の実情に応じて、休日における部活動の地域展開の取組を推進します。

## **2. 学校における措置の推進**

### (1)教育課程の見直し

ア. 児童生徒一人一人が課題を設定し、主体的に学ぶ機会を確保するとともに、教員が授業の準備や学習評価にかける時間を確保するため、各学校では原則、標準授業時数で教育課程を実施します。

イ. 年度途中（学期末・学年末等）において、計画された授業の完全実施の見通しが立つ場合は、時間割を変更し教職員の事務

処理の時間を確保するなど、時間割の柔軟な編成を可能とします。

## (2)電話対応時間の制限

ア. 勤務時間外及び週休日等の電話対応業務を軽減するため、次の時間帯での電話対応に限定します。

(ア)各 学 期 の 平 日：小学校⇒7：30～19：00  
中学校⇒7：30～19：30

(イ)長 期 休 業 期 間：各学校の勤務時間による。

(ウ)週休日・祝祭日等の休日：電話対応しない。

(エ)緊 急 時 の 連 絡 体 制：各学校において設定する。

## (3)学校不在時の連絡体制

ア. 夜間や早朝または土日祝日に、児童生徒に関することで関係機関（警察・救急・消防）に連絡する必要がある場合（勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時）は、保護者より警察・救急・消防等の関係機関へ直接連絡します。また、保護者から学校への連絡は、翌登校日に行います。

## (4)学校施設時刻の適切な管理等

ア. 各学校は、設定した施設時刻を超えて業務を行う教員から申し出があった場合に、管理職は当該教員からあらかじめ書面（電子書面可）で「業務内容」、「勤務終了予定時刻」等について提出を受け、許可する体制を適切に管理します。

イ. 管理職は、時間外勤務が連続しないよう、また、勤務終了から次の勤務日の勤務開始までの時間が目安11時間以上となるよう配慮するなど、教員の勤務時間を適切に管理します。

## (5)上限を上回った場合の事後検証の実施

ア. 各学校においては、時間外勤務時間が月80時間を超えた教職員がいる場合、校長は当該職員と面談を行います。また、2か月連続で超えた場合は、その要因を分析し改善策を検討した上で、報告書を町教育委員会へ提出するとともに、業務分担等必要な措置を講ずるものとし、町教育委員会は、必要に応じて指導・助言を行います。

イ. 時間外勤務時間が年360時間を超えることのないよう、7月末までに180時間を超えた職員がいた場合、校長は人事評

価の中間面談等の機会を活用し、当該職員の業務遂行状況等の確認や注意喚起等を行います。

### **3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

町教育委員会は、教職員一人一人が健康な状態で業務に集中できるように、心身の健康と福祉の確保に向けた取組を実施します。

#### **(1)夏季休業中における学校閉庁日の設定等**

ア. 原則として、お盆期間を含めた8/12～8/16の5日間（曜日によらず週休日も含めて）を学校閉庁日と定め、週休日の振替を優先的に指定するとともに、夏季休暇や年次有給休暇等の計画的な取得促進を図ります。

イ. 上記の期間中または直後に大会等があり、やむを得ず部活動を行う必要がある場合には、校長の判断により部活動を実施可とし、部活動指導に携わった教職員については、別日に休暇日を設けるようにします。ただし、部活動以外の業務は実施不可とします。

ウ. 休日である年末年始6日間（12/29～翌1/3）の閉庁を徹底し、管理職も含めた教職員全員がしっかり休める環境を実現します。

エ. 時差出勤の活用等、柔軟な働き方に関する制度の活用を図ります。

#### **(2)年次有給休暇取得の促進**

ア. 教職員は、年次有給休暇の計画的な取得により、仕事と私生活を両立できる環境の実現を図るため、管理職も含め、1年間で12日以上年次有給休暇の取得を目指します。

#### **(3)週休日振替の適切な運用**

ア. 週休日の振替については、原則、後8週までに行う必要があります。制度上、校務運営上の必要性等により、後8週を超えて後18週まで振替が可能ですが、特に大会等の引率により土日とも振替対象の勤務となるときには、校務に支障がない限りにおいて各学校は、連続勤務を最小限とすることで教職員の心身の負担軽減を図るため、2日のうち1日は翌週（または前週）に週休日の振替を指定できるように、学校の実態に応じて配慮します。

#### **(4)健康管理のための医師による面接指導**

ア. 長時間労働と脳血管疾患・心疾患との関連性が高いことから、時間外勤務が80時間を超えるなど長時間労働となっている教職員に対して、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導の実施体制を整備し、勤務時間や状況等を適切に把握の上、健康障害防止に必要な場合には医師による面接指導を実施します。

#### (5) 定期健康診断等の実施

- ア. 全ての教職員を対象に、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（人間ドック等を含む）を実施するとともに、精密検査対象となった場合は、対象者全員が精密検査を受けるよう努めます。
- イ. 詳細な健康状態の把握や疾病の早期発見につなげるため、公立学校共済組合の事業として人間ドック事業を実施し、積極的な利用を促します。

#### (6) 特定健康診査・特定保健指導の実施

ア. 公立学校共済組合（医療保険者）が40歳以上75歳未満の教職員を対象として、高齢者医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を実施し、生活習慣病のリスクが高い者については、生活習慣の見直し等をサポートする特定保健指導を実施します。

#### (7) ストレスチェックの実施

- ア. 全ての教職員を対象に、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐとともに、実施後の集団分析結果を活用して職場環境の改善を推進します。
- イ. 高ストレス者に該当した者のうち、本人からの申し出があった場合は、医師による面接指導を実施し、必要な就業上の措置を講じることとします。

#### (8) 心身の健康相談窓口への案内

ア. 教職員の職場や健康等に関する悩みに対応するため、県教育委員会が設置している教職員相談室等を案内します。

## 4. その他関連する取組

### (1) 勤怠管理システム等による出退勤時間の管理

ア. 各学校は、勤怠管理システム等を用いて、出退勤時間及び時間外勤務時間を客観的に把握するため、教職員一人一人の正確

な打刻及び時間外勤務時間から除外する時間の申請の手続きを徹底します。

イ. 教職員自身が自らの勤務時間に対する意識改革を図るとともに、管理職や町教育委員会は在校時間を厳正に評価・指導し、勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進します。

ウ. 町教育委員会は、各学校の勤怠管理システムによる出退勤時間を活用した在校時間調査を行っており、適宜結果を町教育委員会内で情報共有するとともに、労働安全衛生の面から通知や会議の場で、時間外勤務の是正に関する周知を継続します。

## (2) 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守

ア. 各学校の解錠・施錠時刻は、学校や地域の実態に応じて教職員の勤務開始や終了時刻との大きな乖離が生じないように、勤務開始時刻前1時間及び勤務終了時刻後2時間以内とするなど、学校ごとに適切な時刻を設定します。

イ. 設定にあたっては、解錠時刻から施錠時刻まで教職員が業務に従事すべき・従事させることができる時間として設定されるものではないことを教職員に理解させるとともに、児童生徒及び保護者にも年度始め等に周知して、ご理解とご協力を求めます。

ウ. 定められた解錠・施錠時刻を遵守するとともに、複数の教職員が交代で行うことにより、教頭の業務負担軽減を図ります。

## (3) 児童生徒一斉下校日の設定と取組の徹底

ア. 各学校は、原則として週に1日の児童生徒一斉下校日を定め、児童生徒の自主学習時間や地域の活動に参加する時間など、ゆとりのある放課後の時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間あるいは効率的な校務運営のための打合せや会議の時間を確保します。

## (4) 教頭の業務負担軽減

「教員の勤務実態調査」結果から、「時間外勤務時間が月45時間を超える教員の割合」は、全ての校種で「教頭」の割合が高いことが明らかになっています。

ア. 町教育委員会は、本計画の「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」の各項目に掲げた改善策において、教頭の長時間勤務の要因にもなっていると考えられる取組を着実に実施することにより、教頭の業務負担の軽減を推進します。

## 第5 今後のフォローアップについて

### 1. 地域・保護者への理解の醸成

- (1)町教育委員会は、国及び県教育委員会の動向や関係資料等により、教職員の働き方改革の取組等を町PTA連絡協議会と連携して保護者に伝え、教職員の働き方改革が急務であることや、学校への相談等に当たっては、教員の勤務時間等についても配慮をお願いするなど、地域の方々を含め、引き続き丁寧に伝えていきます。
- (2)各学校は、PTA総会や学校評議員会等の機会を捉え、教職員の働き方改革に関する取組を説明し、地域の方々や保護者とどのような対策が考えられるか対話を通して考え、地域や学校の実態に応じながら、学校の課題等への改善策等が本計画に適合するものとなるようにします。
- (3)教職員の長時間勤務や多忙化解消に係る町教育委員会及び各学校の取組状況については、町ホームページ等を通して、適宜、保護者や地域住民に情報発信を行っていきます。

### 2. 働き方と勤務の在り方変革事業による伴走支援

- (1)町教育委員会は、各学校の働き方改革推進委員会（既存の運営委員会や衛生委員会などと兼ねる。各学校で判断します。）で、各学校の実態に応じた業務改善策を教職員が提案し、全教職員の共通理解のもと、できるものから実践できるように努めます。

### 3. 勤務実態調査等の実施

- (1)町教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、県教育委員会と連携しながら、「教員の勤務実態調査」及び「本計画の取組状況調査」により、時間外勤務時間等の状況を把握し、各学校への指導・助言に活かします。

### 4. 町部局等との連携

- (1)町教育委員会は、総合教育会議において、本計画の改訂や実施状況等について報告するなど、町部局と緊密に連携しながら取組の実効性を高めます。

# 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

## 資料1

### 概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容を新たに位置づけるもの。

### 改正のポイント

#### 1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観念の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観念】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

#### 2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か日の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

#### 5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りを行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち回りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

#### 3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならぬものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合
  - 100%とすることを旨とする
- ✓ 1年間の教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間
  - 平均で30時間程度とすることを旨とする
- ✓ 1年間時間外在校等時間
  - 360時間以下とすることを旨とする
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4.に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

#### 4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアツプデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習・部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)
- 勤務時間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

# 学校と教師の業務の3分類

資料 2

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること、  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動  
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフが実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフと  
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画